

## 指定廃棄物の段階的処理を行いました

前橋水質浄化センターにて保管していた指定廃棄物のうち、放射能濃度が8,000Bq/kg以下となった焼却灰と溶融スラグについて、処理を行いました。

なお、指定廃棄物は、2011年に発生した東京電力福島第一原発事故に由来する焼却灰や溶融スラグ等で、特別な管理が必要な廃棄物として環境省から指定を受けたものです。

- 1 処理量 302.0t
- 2 処理時期 令和6年9月
- 3 処分先 県外の処理施設にて処分
- 4 その他 依然、放射能濃度が8,000Bq/kgを超える指定廃棄物（焼却灰、ばいじん）40.8tは、放射性物質汚染対処特措法に基づき、引き続き、当センターにて適正な保管を継続します。

### 本件に関するお問い合わせ先

#### 下水道施設課 水質係

電話 内線 / 82-920・82-924  
直通 / 027-221-7524